厚生労働省発生食0830第４号
令　和　５　年　８　月　３０日

食品安全委員会
　委員長　山本　茂貴　殿

厚生労働大臣　加藤　勝信
（　公　印　省　略　）

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第３項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること。

アナカルド酸

